さいたまトリエンナーレ実行委員会 第 7 回 総 会

次 第

日 時: 平成29年1月25日(水)午後4時15分~

会 場:大宮区役所 3 階 南館 301 会議室

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 報 告
- (1)報告第1号 さいたまトリエンナーレ2016の実施状況等について
- (2)報告第2号 議会からの指摘事項等について
- 4 その他
- 5 閉 会

さいたまトリエンナーレ2016実施状況

【開催期間】79日間(19会場)

平成28年9月24日(土)~12月11日(日)

※内覧会:9月22日(木・祝)・23日(金)、オープニングセレモニー:9月24日(土)

【実施事業】434事業(うち参加者・来場者集計対象195事業)

国内外から招聘したアーティストによる「アートプロジェクト」、市民や文化芸術団体等による演劇や作品展示等を実施する「市民プロジェクト」、市内の文化施設や企業等、庁内各所管と連携し実施する「連携プロジェクト」のほか、大学コンソーシアム連携事業などを含む「その他関連事業」を実施

種別	事業数	参加者数	来場者数
① アートプロジェクト	48事業	7,011人	217,350人
② 市民プロジェクト	48事業	5,602人	72,688人
③ 連携プロジェクト	45事業	5,649人	44,406人
④ その他関連事業	54事業	45,655人	26,683人
りての心因注手未	※239事業	_	_
合計	434事業	63,917人	361,127人

※トリエンナーレの盛り上げに協力するパートナーシップロゴ事業などの冠事業の数

【サポーター】

トリエンナーレにおけるワークショップや運営の一部に携わるボランティアとして活動 ①登録者数:973人(12月12日現在) ②サポーター・ミーティング開催回数:41回(12月末現在)

協賛・助成団体等

【協賛企業等】(協賛金及び助成金の合計額見込み:22,393千円)

協賛:58社(株式会社セレモニー、株式会社エコ計画、NTT東日本、埼玉トヨペット株式会社、スクール21、毎日興業株式会社、武蔵野銀行、アイルグループ、アサヒビール株式会社、株式会社資生堂、株式会社高砂建設、日本環境マネジメント株式会社、株式会社ハーベス、株式会社ヤオコーなど)

助成:6団体(文化庁(平成28年度文化庁文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業)、損保ジャパン日本興亜[SOMPOアート・ファンド](企業メセナ協議会2021 Arts Found)、公益財団法人日韓文化交流基金、韓国国際交流財団、公益財団法人野村財団、公益財団法人企業メセナ協議会2021 芸術・文化による社会創造ファンド)

後援: 6大使館(駐日ハンガリー共和国大使館、駐日イスラエル大使館、駐日ラトビア共和国大使館、駐日マレーシア大使館、在日スイス大使館、在東京タイ王国大使館)特別協力:アサヒ飲料株式会社

さいたまトリエンナーレ2016の開催効果

【認知度調査】

大宮駅・浦和駅・武蔵浦和駅・岩槻駅で通行人を無作為に抽出しアンケート調査を行ったもの。

29. 1%(平成28年9月11·14日) ⇒ 46. 5%(平成28年12月14·17日)

※具体的な内容まで知っている、言葉やロゴは見たことがあると回答した方の合計値(標本数:各回368人)

【経済波及効果】

調査中

【広告換算価値】

広告換算価値については調査中であるが、パブリシティ・プロモーションとして実施した活動等は下記のとおり。

(パブリシティ・プロモーション(28年度実施分)) ※数字については精査中

テレビ:39件*(NHK「ゆく美くる美」「日曜美術館」「首都圏ネットワーク」等・フジテレビ「とくダネ」等)

新聞:460件(読売・朝日・日経・産経・毎日・東京・埼玉の新聞各紙)

雑誌:94件(季節限定びあ、OZ magazine、旅の手帖、散歩の達人、装苑、an•an等)

PRイベント・プロモーション活動: 39回(市内各所における「トークイベント」「ミニ・ロータスワークショップ」等)

「さいたマムアン」公式イメージキャラクター



©Wisut PONNIMIT

議会からの指摘事項について

・業務委託の再委託について

《経緯》

議会における審議等において、さいたまトリエンナーレ2016企画・構成業務を実施しているピースリーマネジメント有限会社が業務の一部を委託者である事務局の承認を得ずに再委託していたことが判明した。

《その後の対応等》

議会における審議を踏まえ実施した調査の結果、再委託については、ピースリーマネジメント有限会社の認識不足により、業務委託契約約款に定める手続きを怠ったものであり、故意に不正を行おうとしたものではなく、また、主たる業務を再委託していないことが確認できたことから、厳重注意した上で、承認に必要な書類が提出された後、再委託について追認した。

・職員の長時間勤務について

《経緯》

議会における審議等において、職員の時間外勤務時間が昨年度の平均を上回り、過労死の恐れがあるとされる月80時間以上を超える一人当たり120時間に上ることが判明した。

《その後の対応等》

議会における審議を踏まえ、10月23日付け及び10月24日付け人事異動により、専任3人、兼務10人の合計13人の増員を図るとともに、業務体制の見直し等を行うことにより、時間外勤務の平均時間について、4月~10月の平均が一人当たり120.7時間から11月・12月では一人当たり40.55時間に縮減された。

平成28年11月14日

さいたまトリエンナーレ実行委員会 会 長 清水 勇人 様

監事 橋本 真一

監事 嶋澤 英雄

さいたまトリエンナーレ実行委員会規約第7条に基づき、次のとおり実行 委員会の業務を監査したので報告します。

第1 業務監査の対象

平成28年度さいたまトリエンナーレ開催事業に係る実施体制及び業務委 託契約について

[対象とした委託業務]

アートプロジェクト制作管理等業務、開催運営業務、パブリシティ・プロモーション業務、広報媒体制作等業務、内覧会等実施業務

第2 監査の期間

平成28年11月9日から平成28年11月11日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、監査に付された平成28年度さいたまトリエンナーレ開催事業に係る業務委託契約が関係法令に準拠して契約されているか、業務委託状況は関係法令に沿って適正かつ効率的に履行されているかに主眼をおき、業務委託契約書等を参考とするとともに、実行委員会事務局職員から説明を聴取し、その適否について監査した。

第4 監査の結果

- 1 業務委託の契約事務について
 - (1)業務委託の契約手続き
 - ① 事務局規程及び市の財務に関する規程等の遵守

実行委員会規約に基づき、事務局の組織及び運営に関し、「事務局規程」が定められている。職員、職務、服務、専決事項、文書処理、財務会計などは、さいたま市の規程等の例により概ね適正に処理されていた。

業者選定、契約審査委員会、執行伺、契約伺等契約手続き・手順は、 事務局規程等に基づき概ね適正に事務処理されているものと認められ た。

② 業者選定及び契約審査手続き

業者選定及び契約審査については、それぞれ設置要綱に基づき、事務局長が委員長となり選定及び審査が行われ概ね適正に処理されているものと認められた。

(2)業者の選定方法

① 随意契約した理由

業務の性質上、選定した業者以外の第三者に請負させることが困難であり、ほかに遂行できる団体はないことなどの理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に準じ、随意契約としており、問題は無いものと認められた。

② 公募型企画提案方式

事務局規程及びさいたま市の例により、事業者選定委員会において、 審査を行った結果、基準点以上の得点を得て、最優秀提案事業者とされた業者と契約締結しており、問題はないものと認められた。

- (3) 受託者との意思疎通
 - ① 受託業者への委託業務内容の周知 業務内容についての説明が主となり、仕様書等の記載内容について の説明が不十分であったことが確認された。
- 2 業務委託契約の履行状況について
 - (1) 契約書、契約約款及び仕様書等の内容の遵守
 - ① 契約書内容等の履行状況を確認する体制 約款には、委託者は業務の処理状況について調査等を行うことが定 められており、履行中の委託業務内容について、職員が日々の打合せ 等の中で行われているものと認められた。
 - (2) 委託業務と事務局職員の業務範囲
 - ① 委託している範囲で職員が行っていた業務はないか 明確な事柄は確認できなかったものの、事務局職員の業務分掌には、 委託業務の内容と類似した記載があり、時間外勤務命令書に記載され た用務内容も詳細では無かった。
 - ② 職員の時間外勤務に対する管理

職員の負担軽減を図るため、事務局内部で業務の縮小等も検討したが、実現せず、業務分担の見直し・調整などにより対応していたものの、人事配置について、早期に人事部局との協議を行うなどの対応を図るべきであった。

③ 書面による協議等

業務委託契約において、契約内容を変更した事例があったが、約款に基づき、協議の上、書面を交わしており、適正に事務処理されているものと認められた。

④ 職員の業務配分、業務内容

トリエンナーレ業務分掌に割り振られた業務を見ると特定の職員に 業務が集中している傾向が見られたが、これは、同じ業務名ではある が、職員が担っているのは、委託した業務に係る方向性の確認や業務 の進捗管理・調整などであることが確認された。

- 3 契約履行に係る再委託等について
 - (1) 一括再委託等の禁止
 - ① 受託業者が契約内容に反して、再委託しているものはないか

アートプロジェクト制作管理等業務に関して、市議会から「再委託があった」旨の指摘を受けており、現在、事務局が受託業者に対し事実関係の調査等を行っている。調査の過程で約款等に定める必要な手続きが行われていなかった状況を確認したため、不適正な契約行為等がなされないよう、市の契約担当所管とも相談し、約款等に定める契約内容に基づき適正に対処するよう指導した。

なお、開催運営業務、パブリシティ・プロモーション業務及び各種 広報媒体制作等業務においては、再委託に係る業務内容一部委任承諾 願及び一部委任通知があったが、適正に処理されているものと認めら れた。

第5 まとめ

対象とした業務委託契約書等の関係書類について、手続き及び契約内容等を確認したところ、現在調査中のものを除いては概ね適正に処理されているものと認められた。

事業の実施に当たっては、きめ細やかな対応やそれに伴う広範な事務処理等が生じることになり、不適正な事務処理が発生するリスクが懸念されることから、今まで以上に適正な事務の執行が望まれるものである。

なお、次のような事項を意見として付したので、厳正に対処されたい。 [意見]

1 受託者への業務内容周知不足について

業務委託契約を行う場合に、前提として受託業者が約款や仕様書等の 内容について十分理解しておくことが非常に重要である。

しかしながら、約款等に定める必要な手続きが行われていなかった状況が見られるため、契約内容について、契約の適正履行の確保の点から、契約締結時に業者へ十分に説明し、関係規程に従った適正な処理を履行

するよう周知、指導を徹底されたい。

2 委託業務範囲の不透明及び職員への過度な負担について

本来、委託とはその権限に属する事務・事業を直接実施するよりも、 他の者に委託して実施させることのほうが効率的であるもの、すなわち、 特殊の技術、設備等を必要とする、あるいは高度の専門的な知識を必要 とする事務事業、調査、研究といったものについて行われる。

しかしながら、業務委託を発注したにもかかわらず、担当事務局職員 にとっては、時間外勤務が常態化し大幅に増え、長時間に及ぶ結果となっている。

一方、さいたま市ではこれまで、職員の健康維持、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現をめざし、時間外勤務縮減の徹底 を指示してきたところである。

このような状況を重く受け止め、業務委託を発注する際には、全体業務量を十分把握したうえで、委託者(実行委員会)が業務委託に出す部分、業務委託以外で実行委員会事務局が行う部分の線引きを明確にし、適正な業務実施体制に努められたい。

3 再委託の禁止について

現在、事務局が受託業者に対し事実関係の調査等を行っているが、不 適正な契約行為等がなされないよう、市の契約担当所管とも相談し、約 款等に定める契約内容に基づき適正に対処されたい。

4 市職員が負担金などの交付団体である実行委員会事務局運営を担うこ とについて

負担金の交付決定を行う市の所管課職員と負担金の申請事務を行う団体の事務局職員が同一であるため、負担金の適正な執行の観点から、より厳格な取扱及び内部けん制が機能する体制が求められる。

平成28年11月16日

さいたまトリエンナーレ実行委員会 会 長 清水 勇人 様

監事 嶋澤 英雄

さいたまトリエンナーレ実行委員会規約第7条に基づき、次のとおり実行 委員会の業務を監査したので報告します。

第1 業務監査の対象

平成28年度さいたまトリエンナーレ開催事業に係る業務委託契約のうち、 アートプロジェクト制作管理等業務について

第2 監査の期間

平成28年11月16日

第3 監査の方法

実行委員会事務局が行った再委託に係る調査結果に基づき、書面及び説明 聴取により、その事実関係を確認した。

第4 監査の結果

1 契約履行に係る再委託等について

アートプロジェクト制作管理等業務に関して、市議会から「再委託があった」旨の指摘を受け、事務局が受託業者に対し事実関係の調査等を行い、 その調査結果に基づき内容を確認した。

確認の結果、アートプロジェクト制作管理等業務の再委託において、受 託者は、業務の一部について、あらかじめ、書面により実行委員会事務局 の承諾を得ることなく、第三者に業務委託していた事実が認められた。

当該契約では、再委託はあらかじめ実行委員会事務局が書面により承諾 した場合に限ることとされており、これは契約違反であることを否定でき ない。

しかしながら、当該契約について、実行委員会事務局が市の法務・コンプライアンス課に所属する弁護士資格を持つ任期付き職員に相談したところ、「手続きに関する契約違反は認められるものの、その後是正されており、また、仮に事前に提出されていたとしても承諾できる内容であるため、重大な契約違反とまでは言えず、委託者として契約解除までは要しない」と

の見解であった。

以上のことから、当該契約については、再委託の事実があったものの、重大な契約違反であるとは言いがたいと思われる。

契約事務を執行する場合、法令等で種々その手続き及び手順が定められていることから、それらの法令を厳格に遵守した上で、業務の遂行に当たるべきだと考える。